

## 高岡市議会 3 月定例会提出議案について

### 1 件数

- ・ 初日提案（3月2日）52件（予算12件、条例34件、その他5件、報告1件）
- ・ 追加提案（3月4日）6件（予算6件）
- ・ 追加提案（3月19日）7件（人事7件）

### 2 議案の概要（予算議案を除く。）

#### (1) 条例（34件）

#### 1 高岡市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例

【農業委員会事務局】

##### (趣旨)

旧町名復活に係る町名変更の実施に伴い、選挙区の区域を変更するもの

##### (主な内容)

第2選挙区に「平米町」及び「袋町」を追加

- ・ 施行期日 規則で定める日

#### 2 高岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

【人事課】

##### (趣旨)

組織機構の再編整備に伴い、設置する部及びその分掌する事務を定めるもの

##### (主な内容)

- ・ 経営企画部の事務分掌に「文化創造に関する事項」を追加
- ・ 「生活環境部」→「市民生活部」  
事務分掌に「多文化共生及び国際交流に関する事項」及び「男女平等・共同参画施策の推進に関する事項」を追加
- ・ 「建設部」及び「都市整備部」→「都市創造部」  
事務分掌に「交通に関する事項」を追加
- ・ 施行期日 平成27年4月1日

---

### 3 高岡市附属機関に関する条例及び高岡市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

【人事課】

#### (趣旨)

市が設置する有識者会議の運営方法等について確認点検を行い、必要に応じて附属機関に位置付けるなど整理を行うもの

- ・ 施行期日 平成27年4月1日

---

### 4 高岡市情報公開条例及び高岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

【総務課】

#### (趣旨)

独立行政法人通則法の改正に伴い、条文の整備をするもの

#### (主な内容)

「特定独立行政法人」→「行政執行法人」

- ・ 施行期日 平成27年4月1日

---

### 5 高岡市行政手続条例の一部を改正する条例 附則「高岡市市税賦課徴収条例の一部改正」

【総務課】

#### (趣旨)

行政手続法改正の趣旨に則り、行政運営における公正の確保と市民の権利、利益の保護に充実を図るための手続きを整備するもの

#### (主な内容)

- ・ 行政指導の中止の求めに関する規定の追加  
行政指導が条例等の要件に適合しない場合、中止等を求めることができるもの
- ・ 処分等の求めに関する規定の追加  
市民が、条例違反の事実を発見した場合、行政に対し適正な権限の行使（処分等）を求めることができるもの

- ・ 施行期日 平成27年4月1日

## 6 高岡市総合計画条例（新規）

【都市経営課】

### （趣旨）

高岡市総合計画第3次基本計画の策定着手を契機に、総合計画の位置づけ等必要な事項を定めるもの

### （主な内容）

- ・総合計画の位置づけ
- ・基本構想を策定又は改定する際には、議会の議決を要すること
  
- ・施行期日 平成27年4月1日

## 7 高岡市職員定数条例の一部を改正する条例

【人事課】

### （趣旨）

退職、採用等の職員数の変動に伴い、職員定数を改正するもの

### （主な内容）

区 分		平成27年度	平成26年度	差引
議会の事務局の職員		11	11	—
市長の事務 部局の職員	一般職員（下欄に掲げる 職員を除く。）	900	908	△8
	高岡市民病院事業会計に 属する職員	505	505	—
上下水道事業管理者の事務部局の職員		95	98	△3
監査委員の事務局の職員		5	5	—
農業委員会の職員		5	5	—
教育委員会の事務局の職員		60	63	△3
教育委員会の所管に属する学校その他 の教育機関の職員		141	147	△6
消防職員		228	228	—
合 計		1,950	1,970	△20

- ・施行期日 平成27年4月1日

---

## 8 教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例（新規）

【教育委員会総務課】

---

### （趣旨）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新「教育長」を置くこととされたことから、勤務条件等について新たに条例に定めるとともに所要の規定を整備するもの

### （主な内容）

- ・勤務時間その他勤務条件 高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による
- ・職務専念義務の免除 職務に専念する義務の特例に関する条例の例による
- ・施行期日 平成27年4月1日（現在の教育長の任期中は適用されない。）

---

## 9 高岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び高岡市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例

【人事課】

---

### （趣旨）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの

### （主な内容）

- ・教育委員会の委員長の規定を削除
- ・旅費の規定に新「教育長」を追加
- ・施行期日 平成27年4月1日（現在の教育長の任期中は改正前と同様の取扱い）

---

## 10 高岡市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

【人事課】

---

### （趣旨）

市長及び副市長の給与額を臨時に減額するもの。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの

### （主な内容）

- ・平成27年4月から平成29年3月までの間における市長、副市長の給料の減額  
市長 △15%  
副市長 △7%
- ・新「教育長」の給料を規定するもの  
月額 640,000円
- ・施行期日 平成27年4月1日（新「教育長」に係る改正については、現在の教育長の任期中は適用しない。）

---

## 11 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例を廃止する条例

【教育委員会総務課】

---

### (趣旨)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、現行の教育長の給与等に関する条例を廃止する。ただし、現在の教育長の任期中についてはなお効力を有するものとし、その給料を臨時的に減額するもの

### (主な内容)

- ・平成27年4月から平成29年3月まで  $\Delta 7\%$
- ・施行期日 平成27年4月1日

---

## 12 高岡市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

【上下水道局総務課】

---

### (趣旨)

上下水道事業管理者の給料を臨時に減額するもの

### (主な内容)

- 平成27年4月から平成29年3月まで  $\Delta 7\%$
- ・施行期日 平成27年4月1日

---

## 13 高岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

附則「高岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」

【人事課】

---

### (趣旨)

平成26年人事院勧告に準拠し、管理職員特別勤務手当を見直すもの

### (主な内容)

管理職が、勤務日の深夜（0時～5時）に災害対応等臨時又は緊急の必要等により勤務した場合、管理職員特別勤務手当を支給するもの

- ・勤務1回につき 4,300円を超えない範囲の額
- ・施行期日 平成27年4月1日

---

## 14 高岡市手数料条例の一部を改正する条例

【建築指導課】 【農地林務課】

### (趣旨)

建築基準法等の改正に伴い、所要の改正を行うもの

### (主な内容)

- 1 建築基準法の改正に伴うもの
  - (1) 特定用途誘導地区における建築物の高さの許可申請手数料の新設
  - (2) 別敷地移転に係る特定行政庁認定申請手数料の新設
  - (3) 構造計算適合性判定手数料の削除
- 2 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正に伴うもの  
要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料の新設
- 3 国の基準改正に伴うもの  
住宅性能評価書を添付した場合の長期優良住宅建築等認定申請手数料の新設
- 4 鳥獣の保護及び管理に関する法律の改正に伴うもの  
法律の題名の変更に伴う名称の改正

- ・ 施行期日           1 (1)及び2 は公布の日  
                          3 は平成27年4月1日  
                          4 は平成27年5月29日  
                          1 (2)及び1 (3)は平成27年6月1日

---

## 15 高岡市交通災害共済事業基金条例を廃止する条例

【地域安全課】

### (趣旨)

交通災害共済事業が平成20年度末に廃止されており、当該基金についても所期の目的を達成したため廃止するもの

- ・ 施行期日   公布の日

---

## 16 高岡市子ども・子育て基金条例（新規）

【児童育成課】

### (趣旨)

子どもたちが健やかに成長し、子育て世帯が希望や喜びを感じながら安心して子育てができる環境づくりに資するため、基金を創設するもの

### (主な内容)

- ・ 積立額   予算に定める額
- ・ 管理、運用益金の処理、繰替運用、処分等
- ・ 施行期日   公布の日

---

## 17 高岡市保育の実施に関する条例を廃止する条例

【児童育成課】

### (趣旨)

子ども・子育て支援新制度の関係法令の施行と児童福祉法の改正に伴い、保育の実施基準を条例で定める必要がなくなったため、条例を廃止するもの

- ・施行期日 平成27年4月1日

---

## 18 高岡市保育所条例の一部を改正する条例

【児童育成課】

### (趣旨)

子ども・子育て支援新制度の関係法令の施行と児童福祉法の改正に伴い、保育所の使用料や保育時間等を新たに規定するもの。また、児童数の変動に伴い、保育所の定員を変更するもの

### (主な内容)

- 1 使用料
  - ・児童福祉法の改正に伴い、保育料の徴収根拠が削除されたことにより、保護者からの徴収根拠及び額を条例で規定するもの
  - ・実際の利用者負担額については、所得に応じて規則で定める
- 2 休日 日曜日、祝日、市長が指定する日
- 3 保育時間 7時～18時まで
- 4 定員の変更

保育所名	現行	変更後	差引
高岡市西部保育園	130人	110人	(△20)
高岡市北部保育園	60人	50人	(△10)
高岡市二塚保育園	90人	80人	(△10)
高岡市戸出保育園	120人	80人	(△40)
高岡市戸出東部保育園	70人	60人	(△10)
高岡市能町保育園	160人	170人	(+10)
高岡市はおか保育園	60人	90人	(+30)
高岡市牧野みどり保育園	200人	220人	(+20)

- ・施行期日 平成27年4月1日

---

## 19 高岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

【学校教育課】

### (趣旨)

子ども・子育て支援新制度の関係法令の施行に伴い、使用料及び利用者負担等について所要の改正を行うもの

### (主な内容)

- 1 使用料について
  - ・新制度への移行に伴い、公の施設の使用料として、額と徴収根拠を定めるもの
- 2 利用者負担額について
  - ・「授業料」を「利用者負担額」へ名称変更
  - ・実際の利用者負担額については、所得に応じて規則で定める  
(保育所と同じ基準額表)

- ・施行期日 平成27年4月1日

---

## 20 高岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【保険年金課】

### (趣旨)

国民健康保険法の改正に伴い条文の整備を行うもの

- ・施行期日 平成27年4月1日



## 21 高岡市介護保険条例の一部を改正する条例

### 附則「高岡市高齢者デイサービスセンター条例の一部改正」

【高齢介護課】

#### (趣旨)

第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度まで）における第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料率の見直しによる保険料の改正等を行うもの。また、介護保険法の改正に伴う新制度への円滑な移行のため、平成27年4月1日から開始される介護予防・日常生活支援総合事業について平成29年3月31日まで準備期間を設けるもの

#### (主な内容)

- ・保険料（年額）及び所得段階の改定

#### (現行)

所得段階	保険料 (円)
老齢福祉年金受給者かつ市民税世帯非課税者及び生活保護者	25,500
市民税世帯非課税者 (合計所得金額80万円以下)	31,900
市民税世帯非課税者 (合計所得金額80～120万円)	41,400
市民税世帯非課税者 (合計所得金額120万円超)	44,600
市民税本人非課税者 (合計所得金額80万円以下)	57,300
市民税本人非課税者 (合計所得金額80万円超)	63,700
市民税課税者 (合計所得金額125万円未満)	73,300
市民税課税者 (合計所得金額125～190万円)	79,700
市民税課税者 (合計所得金額190～250万円)	92,400
市民税課税者 (合計所得金額250～400万円)	108,300
市民税課税者 (合計所得金額400万円以上)	111,500

#### (改正後)

所得段階	保険料 (円)
老齢福祉年金受給者かつ市民税世帯非課税者、生活保護者及び市民税世帯非課税者（合計所得金額80万円以下）	30,900
市民税世帯非課税者 (合計所得金額80～120万円)	44,700
市民税世帯非課税者 (合計所得金額120万円超)	48,100
市民税本人非課税者 (合計所得金額80万円以下)	61,900
市民税本人非課税者 (合計所得金額80万円超)	68,700
市民税課税者 (合計所得金額120万円未満)	79,000
市民税課税者 (合計所得金額120～190万円)	85,900
市民税課税者 (合計所得金額190～290万円)	103,100
市民税課税者 (合計所得金額290～400万円)	120,300
市民税課税者 (合計所得金額400～700万円)	123,700
市民税課税者 (合計所得金額700万円以上)	127,100

- ・施行期日 平成27年4月1日

---

22 高岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び高岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

---

【高齢介護課】

(趣旨)

国において3年に一度介護報酬の改定と合わせて行われている介護サービスの運営基準の関係省令の改正に伴い、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準について所要の改正を行うもの

(主な内容)

・人員配置基準等の緩和

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき当該訪問看護事業所に行わせることを可能にするもの

・登録定員等の緩和

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の定員上限の拡大

登録定員 25人以下 → 29人以下

通いサービス利用定員 15人以下 → 18人以下

・サービス名称の変更

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた「複合型サービス」の名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に改称

・外部評価の効率化

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の定期的な外部評価の受診義務を廃止し、市町村等第3者が出席する運営推進会議等に報告したうえで公表する仕組みとするもの

・夜間及び深夜サービスを実施する場合の運営基準の厳格化

認知症対応型通所介護で宿泊サービスを実施している事業所について届出と事故報告の仕組みを設けるもの

・施行期日 平成27年4月1日

---

23 高岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（新規）

【高齢介護課】

**（趣旨）**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。以下「第3次一括法」という。）等による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるもの

**（主な内容）**

介護予防支援に従事する従業員数、事業運営に関する事項、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について省令と同等の基準とする。

〔独自基準〕

- ・ 諸記録の保存期間  
    国基準：2年間 → 本市基準：5年間
  
- ・ 施行期日 平成27年4月1日

---

24 高岡市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準等を定める条例（新規）

【高齢介護課】

**（趣旨）**

第3次一括法による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準等を定めるもの

**（主な内容）**

地域包括支援センターの人員配置基準、包括的支援事業の基本方針について省令と同等の基準とする。

- ・ 施行期日 平成27年4月1日

## 25 高岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

附則「高岡市厚生年金伏木福祉会館条例の廃止」

「高岡市役所支所設置条例の一部改正」

「高岡市公民館条例の一部改正」

「高岡市立図書館条例の一部改正」

【市民協働課】 【生涯学習課】

### (趣旨)

新たな地域コミュニティの拠点施設として高岡市伏木コミュニティセンターを設置するとともに、支所、公民館及び図書館機能を当該センター内に移設するもの

### (主な内容)

- ・名称 高岡市伏木コミュニティセンター
- ・位置 高岡市伏木湊町13番1号
- ・利用時間 9時～22時
- ・休館日 無休

区分	基本使用料（円）					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
会議室1	680	900	1,130	1,580	1,920	2,260
会議室2	680	900	1,130	1,580	1,920	2,260
会議室3	610	820	1,020	1,430	1,730	2,050
大会議室	1,390	1,850	2,320	3,250	3,940	4,640
特別会議室	1,160	1,550	1,940	2,720	3,300	3,880
研修室	1,060	1,420	1,780	2,490	3,020	3,560
和室1	640	860	1,080	1,510	1,830	2,160
和室2	640	860	1,080	1,510	1,830	2,160
調理実習室	1,940	2,590	3,240	4,530	5,500	6,480
多目的ホール	3,620	4,830	6,040	8,460	10,280	12,090

- ・施行期日 平成27年5月7日

---

## 26 高岡市高岡御車山会館条例（新規）

【観光交流課】

### （趣旨）

高岡御車山に関する歴史や文化を紹介するとともに、観光の振興に寄与するため高岡御車山会館を設置するもの

### （主な内容）

- ・名称 高岡市高岡御車山会館
- ・位置 高岡市守山町47番地1
- ・開館時間 9時～17時
- ・休館日 火曜日（国民の休日に当たる場合は、その日以後最も近い休日以外の日）  
12月29日から翌年の1月3日までの日
- ・観覧料 個人 300円  
団体（20名以上） 1人につき 240円
- ・使用料

区分	基本使用料（円）		
	9時～12時	13時～17時	9時～17時
会議室	510	690	1,200
和室1	580	770	1,360
和室2	380	510	900

- ・施行期日 平成27年4月25日

---

## 27 高岡市特別用途地区建築条例及び高岡市老朽空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

【建築指導課】

### （趣旨）

建築基準法等の改正に伴い、条文の整備を行うもの

- ・施行期日 平成27年6月1日

---

## 28 高岡市高速バスターミナル条例（新規）

【高岡建設管理センター】

### （趣旨）

北陸自動車道高岡砺波スマートインターチェンジ付近に設置される高速バスターミナルについて、必要な事項を定めるもの

### （主な内容）

- 1 高速バスターミナルの設置  
名称 高岡高速バスターミナル  
位置 高岡市戸出西部金屋780番地  
施設 待合所、トイレ、時刻表掲示板、バス乗降場、駐車場
- 2 高速バスの利用に関する使用許可制度の導入  
許可制区域 バス乗降場及び時刻表掲示板  
使用料 無料

・施行期日 平成27年4月1日

---

## 29 高岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

【体育保健課】

### （趣旨）

学校給食清水町共同調理場を廃止するもの

・施行期日 平成27年4月1日

---

## 30 高岡市青年の家条例の一部を改正する条例

【生涯学習課】

### （趣旨）

施設の運用の見直しを行い、視聴覚室及び談話室を多目的用途に利用可能な研修室として市民の利用に供するもの

### （主な内容）

- ・視聴覚室を第3研修室に名称を変更
- ・談話室を第4研修室とし、利用料金を設定

	基本利用料金(円)					
	9時～12時	12時～17時	17時～21時	9時～17時	12時～21時	9時～21時
第4研修室	1,080	1,720	1,940	2,800	3,670	4,320

・施行期日 平成27年4月1日

31 高岡市体育施設条例の一部を改正する条例

【体育保健課】

(趣旨)

高岡西部総合公園野球場を新設するもの

(主な内容)

- ・ 名称 高岡西部総合公園野球場
- ・ 位置 高岡市千鳥丘町1番地
- ・ 開館時間 9時～21時
- ・ 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで
- ・ 利用料金

施設名	区分		基本使用料 (円)						
			9時～12時	12時～17時	9時～17時	17時～21時	12時～21時	9時～21時	区分外1時間につき
野球場	アマチュアスポーツに使用	有料	24,940	28,290	49,890	28,290	56,160	70,200	8,310
		無料	6,150	7,560	12,310	7,560	13,820	17,280	2,050
	アマチュアスポーツ以外	有料	146,770	185,760	313,200	185,760	330,480	410,400	48,920
		無料	61,880	78,300	131,760	78,300	138,240	172,800	20,620
広場1	アマチュアスポーツに使用		2,810	2,810	5,290	2,810	5,400	7,340	930
	アマチュアスポーツ以外		23,000	23,000	43,200	23,000	48,600	59,400	7,660
広場2	アマチュアスポーツに使用		2,230	2,230	4,160	2,230	4,640	5,830	740
	アマチュアスポーツ以外		18,460	18,460	34,450	18,460	38,770	48,060	6,150
広場全面	アマチュアスポーツに使用		4,860	4,860	9,070	4,860	9,390	12,630	1,620
	アマチュアスポーツ以外		38,880	38,880	72,570	38,880	75,810	101,080	12,960
屋内練習場	アマチュアスポーツに使用		1時間につき			770			
	アマチュアスポーツ以外		1時間につき			3,130			
	野球場の使用（練習のためを除く）に伴う場合		無料						
会議室			1時間につき			540			

- ・ 施行期日 平成27年5月23日

### 32 高岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例（新規）

【消防本部総務課】

#### （趣旨）

第3次一括法による消防組織法の改正に伴い、消防長及び消防署長の任命資格を定めるもの

#### （主な内容）

- ・消防長資格（以下のいずれか）
  - 消防署長又は同等以上の職に1年以上
  - 行政事務にて部長職又は同等以上の職に2年以上
- ・消防署長資格
  - 消防司令以上の階級に1年以上
- ・施行期日 平成27年4月1日

### 33 高岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

【消防本部総務課】

#### （趣旨）

消防団員の確保に資するため、任用要件を拡充し、また、消防団の活性化を推進するため、報酬額等を見直し処遇改善を図るもの

#### （主な内容）

- ・任用要件の変更
  - 現行 本市の区域内に居住し、又は勤務する者
  - 改正後 本市の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者
- ・職務報酬（年額）の変更

	改正前	改正後
団 長	82,000円	82,500円
副団長	61,000円	62,000円
分団長	47,000円	48,000円
副分団長	36,000円	37,000円
部 長	27,000円	28,000円
班 長	23,000円	28,000円
団 員	20,000円	27,500円

- ・出勤報酬の変更 (1回) 1,500円 → 2,600円
- ・技術報酬の廃止 1,800円 → 廃止
- ・施行期日 平成27年4月1日



---

### 34 高岡市地域下水道条例を廃止する等の条例

「高岡市地域下水道条例の廃止」

「高岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正」

【上下水道局総務課】

---

#### (趣旨)

中田団地地域下水道の廃止に伴い、所要の改正を行うもの

- ・ 施行期日 平成27年 3月31日

#### (2) その他 (5件)

---

### 1 工事請負契約の締結について

(高岡市立博労小学校体育館耐震補強工事)

【教育委員会総務課】

---

#### (趣旨)

博労小学校体育館の耐震補強工事を行うもの

#### (主な内容)

- ・ 工事名 高岡市立博労小学校体育館耐震補強工事
- ・ 契約方法 一般競争入札
- ・ 契約金額 184,464,000円
- ・ 契約の相手方 和田・北栄高岡市立博労小学校体育館耐震補強工事特定建設工事  
共同企業体  
代表者 高岡市出来田14番地  
株式会社和田鉄工建設  
構成員 高岡市出来田14番地  
株式会社和田鉄工建設  
高岡市福岡町江尻247番地の2  
株式会社北栄商会

---

## 2 工事請負契約の締結について

(高岡市立高陵中学校校舎耐震補強工事)

【教育委員会総務課】

---

### (趣旨)

高陵中学校校舎の耐震補強工事を行うもの

### (主な内容)

- ・ 工事名 高岡市立高陵中学校校舎耐震補強工事
- ・ 契約方法 一般競争入札
- ・ 契約金額 387,396,000円
- ・ 契約の相手方 シバヤマ・中越高岡市立高陵中学校校舎耐震補強工事特定建設工事共同企業体  
代表者 高岡市京田162番地  
シバヤマ建設株式会社  
構成員 高岡市京田162番地  
シバヤマ建設株式会社  
高岡市伏木一丁目1番2号  
中越ロジスティクス株式会社

---

## 3 財産の処分について

(土地)

【産業企画課】

---

### (趣旨)

高岡オフィスパーク用地を売却するもの

### (主な内容)

- ・ 売却する財産 土地  
所在 高岡市オフィスパーク 11 番  
面積 5,958.24 m<sup>2</sup>
- ・ 売却の価格 58,987,000 円
- ・ 売却の相手方 石川県金沢市諸江町下丁 287 番地 1  
キョーリンリメディアオ株式会社

---

#### 4 指定管理者の指定について

(高岡市五位山交流館)

【福岡教育行政センター】

##### (趣旨)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するもの

##### (主な内容)

- ・ 指定管理者 五位山交流館管理運営協議会
- ・ 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

---

#### 5 町の区域及び名称の変更について

【市民協働課】

##### (趣旨)

袋町自治会、平米町自治会から旧町名復活の申出があったことを受け、町の名称及び区域の変更を行うもの

##### (主な内容)

- 大町の一部 → 袋町
- 本町の一部 → 平米町

#### (3) 報告（1件）

---

##### 1 専決処分の報告について

(平成26年度高岡市一般会計補正予算（第5号）)

(平成26年12月18日専決)

【財政課】

##### (趣旨)

平成26年度の除雪対策事業に対処するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、予算補正を専決処分したもの

##### (主な内容)

歳入歳出予算に200,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72,390,475千円とする。

※ 最終日追加提案（7件）

・人事案件（7件）

- 1 教育委員会の委員の任命について同意を求める件  
藤重佳代子氏（2期）が平成27年3月31日で辞任することに伴うもの
- 2 監査委員の選任について同意を求める件  
高田 照久氏（2期）の任期が平成27年6月19日で満了することに伴うもの
- 3 人権擁護委員の推薦について意見を求める件  
岡西 法英氏（2期）の任期が平成27年6月30日で満了することに伴うもの
- 4 人権擁護委員の推薦について意見を求める件  
石川勢喜子氏（2期）の任期が平成27年6月30日で満了することに伴うもの
- 5 人権擁護委員の推薦について意見を求める件  
立浪 邦雄氏（3期）の任期が平成27年6月30日で満了することに伴うもの
- 6 人権擁護委員の推薦について意見を求める件  
廣瀬 哲丈氏（3期）の任期が平成27年6月30日で満了することに伴うもの
- 7 人権擁護委員の推薦について意見を求める件  
尾崎かをる氏（1期）の任期が平成27年6月30日で満了することに伴うもの